

監監第374号
平成30年8月27日

請求人 あて

横浜市監査委員	藤野 次雄
同	中家 華江
同	本間 豊
同	田野井 一雄
同	加藤 広人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成30年8月6日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理由)

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、コミュニティハウスの利用者が不当な目的で施設を利用していたことにより他の利用者が利用できなかった時間が、横浜市の損害であるとして、その損害賠償を請求すべきであると主張しています。

しかし、請求人は、当該利用者が不当な目的で施設を利用していったことの不当性を主張しているのであって、横浜市の財務会計上の違法又は不当を主張していません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関
電話 045-671-3361
ファクス 045-664-2944